

【事例1】X線撮影を医師、歯科医師または診療放射線技師以外が実施している場合

○指導事項:X線撮影は、医師、歯科医師または診療放射線技師以外が実施することは出来ません、直ちに止めること。

○関係法規:診療放射線技師法第2条、診療放射線技師法第24条
診療放射線技師法第31条

診療放射線技師法第2条（定義）

1 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波または粒子線をいう。

- 一 アルファ線及びベータ線
- 二 ガンマ線
- 三 100万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線
- 四 X線
- 五 その他政令で定める電磁波または粒子線

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師または歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器または放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素またはその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行なうものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。

診療放射線技師法第24条（禁止行為）

医師、歯科医師または診療放射線技師でなければ、第2条第2項に規定する業をしてはならない。

診療放射線技師法第24条の2（画像診断装置を用いた検査等の業務）

診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。

- 一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査（医師または歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。
- 二 第2条第2項に規定する業務または前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師または歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うこと。

診療放射線技師法第31条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

1. 診療放射線技師法第24条の規定に違反した者
2. 虚偽または不正の事実に基づいて免許を受けた者

※保健所よりお願い

- ・医師の指示があつたとしても、これらの職種以外が放射線を人体に照射することは、違法行為です
- ・撮影の位置決めも撮影行為の一連となりますので、無資格者がすることは出来ません必ず有資格者が正しい位置決めをした後に、有資格者が撮影スイッチを押し、撮影するようにしてください。
- ・厳しい罰則もありますので、無資格撮影行為は、今すぐやめてください。

平成 28 年 5 月 16 日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成

